

2019年9月27日

[明石市教育長への要求書]

明石市労働組合連合会

明石市臨時・非常勤職員ユニオン

学校給食臨時調理支援員に関する要求書

教育の徹底、関係職員の雇用安定・向上に向けた日ごろのご健闘に対しまして、敬意を表します。

平素は、臨時調理支援員に対しまして、労働条件改善にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、わたしたちの小学校給食職場においては、調理員の欠員やアレルギー加配・プール要員などの対応に臨時調理支援員が定数に入り、正規職員と同様に調理業務をこなしています。

アレルギーマニュアルの改定や、毎年増える給食のメニューへの対応など、より安全で美味しい給食を作るためには調理員の豊富な経験と知識、そしてチームワークが必要とされ、今や臨時調理支援員は給食職場になくてはならない人材となっています。

しかし、わたしたちの雇用形態は新臨時職員制度が導入され、3年雇用となりました。2020年4月からの会計年度任用職員制度に移行後も民間委託が進む中、一般公募試験が実施されるかどうかも明確ではありません。任期満了により雇用が打ち切られるとたちまち生活が成り立たなくなり、常に雇用不安を抱えながらの調理業務を余儀なくされています。

また、会計年度任用職員制度の導入にあたっては、公務職場においても「同一労働・同一賃金」の観点から正規・非正規の不合理な格差を是正することが求められており、移行の際は現在の労働条件を引き上げることを基本とし、特に現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用の継続が求められること等を踏まえ、子どもたちへより良い給食を提供するために、安心して働ける雇用安定と経験を十分に発揮できる労働条件として、下記のと通りの改善を組合員の総意を持って要求します。

なお、回答につきましては10月10日までに誠意をもって文書にてお願いします。

記

1. 雇用については、公募試験なしで雇用継続すること。

2. 会計年度任用職員制度への移行後は、現在の労働条件を維持した上で以下の改善をすること
 - (1) 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理支援員を正規職員とすること。

 - (2) 会計年度任用職員に移行した後は、学校給食従事員と同じ労働条件とするために以下の改善をすること
 - ① 雇用は年金接続まで継続雇用をすること。
 - ② 賃金は学校給食従事員と同じとし、1年毎に4号給昇給すること。
 - ③ 地域手当を支給すること。
 - ④ 期末手当に勤勉手当を含め支給すること。
 - ⑤ 退職金は今まで勤務した年数で制度化すること。
 - ⑥ リフレッシュ休暇を制度化すること。
 - ⑦ 公務災害の取り扱いを正規職員と同じく制度化すること。